

○坂井市公の施設における指定管理者の候補者選定委員会規則

平成18年3月20日

規則第37号

改正 平成19年6月29日規則第16号

平成24年3月30日規則第7号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、坂井市公の施設における指定管理者の候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、坂井市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年坂井市条例第43号)第4条に規定する指定管理者の候補者の選定に関し、調査及び審査し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 選定委員会は、指定管理者制度を適用させようとする公の施設(以下「施設」という。)を所管する部門ごとに設置する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。ただし、最初に招集される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要があると認めたときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(除斥)

第7条 委員は、公の施設の指定管理者に応募した団体(以下「応募団体」という。)の代表者又は役員を構成する立場にある場合には、当該公の施設に関する会議に加わることができない。

(委員の責務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、指定管理者の候補者の選定に関する審議について、個別に応募団体と接触してはならない。

(事務局)

第9条 選定委員会の事務局は、施設を所管する部局内に置く。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日規則第16号)

この規則は、平成19年7月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月30日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。